

- 建設リサイクル法は、建設資材の分別および資源化を促進し、有効利用や適正処理を図るため、特定建設物を使用または排出する工事における請負金額が一定規模を上回る場合、提出等が義務付けられています。

- 特定建設資材とは

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート ・コンクリートと鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルトコンクリート |
|--|

- 工事の規模

| 工事の種類 | 規模の基準 |
|--|------------------------------------|
| 建築物の解体 | 当該工事に係る床面積の合計が80m ² 以上 |
| 建築物の新築・増築工事 | 当該工事に係る床面積の合計が500m ² 以上 |
| 建築物の修繕・模様替え等工事 (リフォーム等) | 当該工事の請負代金額が1億円以上 (税込) |
| 建築物以外のものに係る解体工事 又は新築工事 (舗装、造成、擁壁等土木工事及び木材、石材、鋼材、機械器具等の組立等による工作物) | 当該工事の請負代金額が500万円以上 (税込) |

- 書類の流れ

受注者が発注者へ契約前に提出する

↳ 「説明書」及び「分別解体等の計画等」

発注者と受注者が契約を締結する際に契約書に添付する

↳ 「法第13条及び省令第7条に基づく書面」

発注者が建築安全センターへ契約後、工事着工前までに通知する

↳ 「通知書」

受注者が発注者へ工事終了後に提出する

↳ 「再資源化等報告書」

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面 (建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工 程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
|-----------------|-------------------|-----------------------------------|--|
| | 建築設備・内装材等 | 建築設備・内装材等の取り外し 有 無 | 手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由() |
| | 屋根ふき材 | 屋根ふき材の取り外し 有 無 | 手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由() |
| | 外装材・上部構造部材 | 外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無 | 手作業 手作業・機械作業の併用 |
| | 基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無 | 手作業 手作業・機械作業の併用 |
| | その他() | その他の取り壊し 有 無 | 手作業 手作業・機械作業の併用 |

注 欄は、該当箇所を黒く塗りつぶす、又は、「レ」を付すこと。

2. 解体工事に要する費用 円(税込)
(受注者の見積金額)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 円(税込)
(受注者の見積金額)

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面 (建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工 程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 | |
|-----------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 造成等 | 造成等の工事 | | 手作業 |
| | | 有 | 無 | 手作業・機械作業の併用 |
| | 基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの工事 | | 手作業 |
| | | 有 | 無 | 手作業・機械作業の併用 |
| | 上部構造部分・外装 | 上部構造部分・外装の工事 | | 手作業 |
| | | 有 | 無 | 手作業・機械作業の併用 |
| | 屋根 | 屋根の工事 | | 手作業 |
| 有 | | 無 | 手作業・機械作業の併用 | |
| 建築設備・内装等 | 建築設備・内装等の工事 | | 手作業 | |
| | 有 | 無 | 手作業・機械作業の併用 | |
| その他 () | その他の工事 | | 手作業 | |
| | 有 | 無 | 手作業・機械作業の併用 | |
| | | | | |

注 欄は、該当箇所を黒く塗りつぶす、又は、「レ」を付すこと。

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

円 (税込)

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面
 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工 程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 | |
|-----------------|----------|---------|-------------|-------------|
| | 仮設 | 仮設の工事 | | 手作業 |
| | | 有 | 無 | 手作業・機械作業の併用 |
| | 土工 | 土工事 | | 手作業 |
| | | 有 | 無 | 手作業・機械作業の併用 |
| | 基礎 | 基礎工事 | | 手作業 |
| | | 有 | 無 | 手作業・機械作業の併用 |
| | 本体構造 | 本体構造の工事 | | 手作業 |
| 有 | | 無 | 手作業・機械作業の併用 | |
| 本体付属品 | 本体付属品の工事 | | 手作業 | |
| | 有 | 無 | 手作業・機械作業の併用 | |
| その他() | その他の工事 | | 手作業 | |
| | 有 | 無 | 手作業・機械作業の併用 | |
| | | | | |

注 欄は、該当箇所を黒く塗りつぶす、又は、「レ」を付すこと。

2. 解体工事に要する費用 円(税込)

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 円(税込)

(受注者の見積金額)

通 知 書

令和 年 月 日

越谷建築安全センター所長 様

工事発注者 : 戸田市長 菅原文仁

住 所 : 埼玉県戸田市上戸田 1 - 1 8 - 1

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 1 1 条の規定により、
下記のとおり通知します。

記

| | | | | | |
|-------|------------------------------|---|----------------------------------|-----|--|
| 連絡先 | 所属名 | | | | |
| | 担当者職氏名 <small>フリガナ</small> | | | | |
| | 電話番号 | 0 4 8 - 4 4 1 - 1 8 0 0 (内線) | | | |
| 工事の内容 | 工事の名称 | | | | |
| | 工事の場所 | 埼玉県戸田市 | | | |
| | 工事の概要 | 工事の種類及び規模 (欄の該当個所を黒く塗りつぶす、又は「レ」を付し、規模を入力すること。) | | | |
| | | 建築物に係る解体工事 | 用途_____、階数_____、工事対象床面積_____ m2 | | |
| | | 建築物に係る新築または増築の工事 | 用途_____、階数_____、工事対象床面積_____ m2 | | |
| | | 建築物に係る新築工事等であって、新築または増築の工事に該当しないもの | 用途_____、階数_____、請負代金_____ 万円(税込) | | |
| | 建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等 ()注 | 請負代金_____ 万円(税込) | | | |
| 工 期 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 | | | | |
| | 工事着手予定日 : 令和 年 月 日 | | | | |
| 廃棄物の | コンクリート塊 | アスファルト・コンクリート塊 | 建設発生木材 | | |
| 発生見込量 | トン | トン | トン | | |
| 請負者 | 名 称 | | <small>フリガナ</small> 現場代理人氏名 | | |
| | 所在地 | 〒 | | | |
| | 電話番号 | (内線) | ファクシミリ | - - | |

受付番号 :

注 建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入する。

(例 : 舗装、築堤、土地改良等)

説 明 書

令和 年 月 日

(発注者)

戸田市長 菅原文仁

所在地

受注者 商号

代表者

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 戸田市地内 _____

3. 説明内容 工事着手の時期 令和 年 月 日
添付資料のとおり

4. 添付資料

別表 (別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

注 欄は、該当個所を黒く塗りつぶす、又は、「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

| | | | | | | |
|--|--|---|----------------------------|---|--|--|
| 建築物の構造 | | 木造 鉄骨造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 コンクリートブロック造 | 鉄筋コンクリート造 その他 () | | |
| 建築物に関する調査の結果 | 建築物の状況 | 築年数 _____ 年、棟数 _____ 棟 その他 () | | | | |
| | 周辺状況 | 周辺にある施設 住宅 商業施設 学校 病院 その他 () 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他 () | | | | |
| 建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容 | 建築物に関する調査の結果 | | 工事着手前に実施する措置の内容 | | | |
| | 作業場所 | 作業場所 十分 不十分 その他 () | | | | |
| | 搬出経路 | 障害物 有 () 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 有 無 その他 () | | | | |
| | 残存物品 | 有 () 無 | | | | |
| 【石綿関係の記載】 特定建設資材に付着している場合 特定建設資材に付着していない場合 | 特定建設資材への付着物 | 石綿 | 有 無 | 飛散性石綿（吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等） 非飛散性石綿（石綿含有ビニール床タイル等） | 飛散性石綿に関する諸官庁届出（大防法、労安衛法・石綿予防規則） 飛散性石綿の適正処理の実施 非飛散性石綿の適正処理の実施 | |
| | | その他 | 有 無 | () () | | |
| | その他 | 石綿 | 有 無 | 飛散性石綿【吹付け】（鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿） 飛散性石綿【吹付けではない】（石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等） 非飛散性石綿（スレートボード等） | 飛散性石綿に関する諸官庁届出（大防法、労安衛法・石綿予防規則） 飛散性石綿の適正処理の実施 非飛散性石綿の適正処理の実施（事前措置が必要な場合） | |
| | | その他 | | | | |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程 | | 作業内容 | | 分別解体等の方法 | |
| | 建築設備・内装材等 | | 建築設備・内装材等の取り外し 有 無 | | 手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 () | |
| | 屋根ふき材 | | 屋根ふき材の取り外し 有 無 | | 手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 () | |
| | 外装材・上部構造部分 | | 外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無 | | 手作業 手作業・機械作業の併用 | |
| | 基礎・基礎ぐい | | 基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無 | | 手作業 手作業・機械作業の併用 | |
| | その他 () | | その他の取り壊し 有 無 | | 手作業 手作業・機械作業の併用 | |
| 工事の工程の順序 | | 上の工程における _____ の順序 その他 () その他の場合の理由 () | | | | |
| 内装材に木材が含まれる場合 | | の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し 可 不可 不可の場合の理由 () | | | | |
| 建築物に用いられた建設資材の量の見込み | | トン | | | | |
| 廃棄物発生見込量 | 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分 | | 種類 | 量の見込み | 発生が見込まれる部分（注） | |
| | | | コンクリート塊 | トン | | |
| | | | アスファルト・コンクリート塊 | トン | | |
| | | | 建設発生木材 | トン | | |
| (注) 建築設備・内装材等 屋根ふき材 外装材・上部構造部分 基礎・基礎ぐい その他 | | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

注 欄は、該当箇所を黒く塗りつぶす、又は、「レ」を付すこと。

説 明 書

令和 年 月 日

(発注者)

戸田市長 菅原文仁

所在地

受注者 商号

代表者

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 戸田市地内 _____

3. 説明内容 工事着手の時期 令和 年 月 日 _____
添付資料のとおり

4. 添付資料

別表 (別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

注 欄は、該当個所を黒く塗りつぶす、又は、「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

| | | | | | |
|--|---|--|------------------|---|--|
| 使用する特定建設資材の種類 | | コンクリート　コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート　木材 | | | |
| 建築物に関する調査の結果 | 建築物の状況 | 築年数____年、棟数____棟 その他（_____） | | | |
| | 周辺状況 | 周辺にある施設　住宅　商業施設　学校 病院　その他（_____） 敷地境界との最短距離　約____m その他（_____） | | | |
| 建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容 | 建築物に関する調査の結果 | | 工事着手前に実施する措置の内容 | | |
| | 作業場所 | 作業場所　十分　不十分 その他（_____） | | | |
| | 搬出経路 | 障害物　有（_____）　無 前面道路の幅員　約____m 通学路　有　無 その他（_____） | | | |
| 【石綿関係の記載】 特定建設資材に付着している場合 特定建設資材に付着していない場合 | 特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ） | 石綿 | 有 無 | 飛散性石綿（吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等） 非飛散性石綿（石綿含有ビニール床タイル等） | 飛散性石綿に関する諸官庁届出（大防法、労安衛法・石綿予防規則） 飛散性石綿の適正処理の実施 非飛散性石綿の適正処理の実施 |
| | | その他 | 有 無 | （_____） （_____） | |
| | その他 | 石綿（修繕・模様替工事のみ） | 有 無 | 飛散性石綿【吹付け】（鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿） 飛散性石綿【吹付けではない】（石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等） 非飛散性石綿（スレートボード等） | 飛散性石綿に関する諸官庁届出（大防法、労安衛法・石綿予防規則） 飛散性石綿の適正処理の実施 非飛散性石綿の適正処理の実施（事前措置が必要な場合） |
| | | その他 | | | |
| 工程ごとの作業内容 | 工程 | | 作業内容 | | |
| | 造成等 | | 造成等の工事　有　無 | | |
| | 基礎・基礎ぐい | | 基礎・基礎ぐいの工事　有　無 | | |
| | 上部構造部分・外装 | | 上部構造部分・外装の工事　有　無 | | |
| | 屋根 | | 屋根の工事　有　無 | | |
| | 建築設備・内装 | | 建築設備・内装材等の工事　有　無 | | |
| 廃棄物発生見込量 | 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分 | | 種類 | 量の見込み | 使用する部分又は発生が見込まれる部分（注） |
| | | | コンクリート塊 | トン | |
| | | | アスファルト・コンクリート塊 | トン | |
| | | | 建設発生木材 | トン | |
| （注） 造成等　基礎　上部構造部分・外装　屋根　建築設備・内装　その他 | | | | | |
| 備考 | | | | | |

注　欄は、該当箇所を黒く塗りつぶす、又は、「レ」を付すこと。

説 明 書

令和 年 月 日

(発注者)

戸田市長 菅原文仁

所在地

受注者 商号

代表者

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 戸田市地内 _____

3. 説明内容 工事着手の時期 令和 年 月 日
添付資料のとおり

4. 添付資料

別表 (別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

注 欄は、該当個所を黒く塗りつぶす、又は、「レ」を付すこと。

別表 3

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

| | | | | | |
|--|--|---|-----------------|---|--|
| 工作物の構造 (解体工事のみ) | | 鉄骨鉄筋コンクリート造 その他 () | | | |
| 工事の種類 | | 電気 水道 ガス 下水道 鉄道 電話 その他 () | | | |
| 使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ) | | コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材 | | | |
| 工作物に関する調査の結果 | 工作物の状況 | 築年数 _____ 年 その他 () | | | |
| | 周辺状況 | 周辺にある施設 住宅 商業施設 学校 病院 その他 () 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他 () | | | |
| 工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容 | 建築物に関する調査の結果 | | 工事着手前に実施する措置の内容 | | |
| | 作業場所 | 作業場所 十分 不十分 その他 () | | | |
| | 搬出経路 | 障害物 有 () 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 有 無 その他 () | | | |
| 【石綿関係の記載】 特定建設資材に付着している場合 特定建設資材に付着していない場合 | 特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ) | 石綿 | 有 | 飛散性石綿（吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等） 非飛散性石綿（石綿含有ビニール床タイル等） | 飛散性石綿に関する諸官庁届出（大防法、労安衛法・石綿予防規則） 飛散性石綿の適正処理の実施 非飛散性石綿の適正処理の実施 |
| | | その他 | 有 () 無 () | | |
| | その他 | 石綿 (解体・維持・修繕工事のみ) | 有 | 飛散性石綿【吹付け】（鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿） 飛散性石綿【吹付けではない】（石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等） 非飛散性石綿（スレートボード等） | 飛散性石綿に関する諸官庁届出（大防法、労安衛法・石綿予防規則） 飛散性石綿の適正処理の実施 非飛散性石綿の適正処理の実施（事前措置が必要な場合） |
| | | その他 | 無 | | |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程 | | 作業内容 | | 分別解体等の方法（解体工事のみ） |
| | 仮設 | | 仮設工事 有 無 | | 手作業 手作業・機械作業の併用 |
| | 土工 | | 土工事 有 無 | | 手作業 手作業・機械作業の併用 |
| | 基礎 | | 基礎工事 有 無 | | 手作業 手作業・機械作業の併用 |
| | 本体構造 | | 本体構造の工事 有 無 | | 手作業 手作業・機械作業の併用 |
| | 本体付属品 | | 本体付属品の工事 有 無 | | 手作業 手作業・機械作業の併用 |
| | その他 () | | その他の工事 有 無 | | 手作業 手作業・機械作業の併用 |
| 工事の工程の順序 (解体工事のみ) | | 上の工程における _____ の順序 その他 () その他の場合の理由 () | | | |
| 工作物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ) | | トン | | | |
| 廃棄物発生見込量 | 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ） | | 種類 | 量の見込み | 使用する部分又は発生が見込まれる部分（注） |
| | | | コンクリート塊 | トン | |
| | | | アスファルト・コンクリート塊 | トン | |
| | | | 建設発生木材 | トン | |
| (注) 仮設 土工 基礎 本体構造 本体付属品 その他 | | | | | |
| 備考 | | | | | |
| 注 欄は、該当箇所を黒く塗りつぶす、又は、「レ」を付すこと。 | | | | | |

再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

戸田市長 菅原文仁

所在地

受注者 商号

代表者

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

戸田市地内

3. 再資源化等が完了した年月日

令和 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|--------------|-------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

万円(税込)

(参考資料を添付する場合の添付資料) 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)

再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

